

国際公会計基準審議会（IPSASB）

公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債及び偶発負債の認識」（IPSAS 第 40 号の修正）の解説

公会計委員会政府会計専門委員会委員長 公認会計士 なか ゆ か こ 仲友佳子

公会計委員会政府会計専門委員会副委員長 公認会計士 やす い け た け し 安池威志

本稿では、2026 年 4 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された公開草案第 96 号「事業の定義、並びに取得した負債及び偶発負債の認識」（IPSAS 第 40 号の修正）（以下「ED 第 96 号」という。）について解説する。

1. ED 第 96 号の策定の経緯

ED 第 96 号は、公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」（以下、「ED 第 95 号」という。）の検討過程で、ED 第 95 号とは別文書として策定された。

改善プロジェクトの位置づけ等については、ED 第 95 号の解説記事を参照されたい。

IPSASB は、2025 年 3 月会議で、IASB が近年公表した 12 本の文書を改善プロジェクトの検討対象として列挙した。

2025 年 6 月会議で、企業結合に関する二つの IASB 文書について IPSAS への取り込みの検討を行ったが、内容が複雑であるため、改善プロジェクトの範囲から除外し、狭い範囲の基準改定プロジェクトとして独立させることを決定した。

2025 年 12 月会議で、改めて企業結合に関する二つの IASB 文書について IPSAS への取り込みの検討を行った。メンバーからは、同会議で承認された IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」に関する記載を追加すべきとのコメントがあった。

2026 年 3 月会議で、ED 第 96 号の草稿を通して検討し、公表承認について投票が行われた。ED 第 96 号はメンバー 18 名中、会議出席者 17 名全員の賛成で承認され、同年 4 月 23 日に公表された。コメントの期限は約 2 か月後の同年 6 月 30 日である。ED 第 95 号と同様にコメント期間が短いため、本記事の掲載がコメント期限後となることについてはご了承ください。

IPSASB は、コメント期限後の 2026 年 9 月会議で、最終文書案を検討し、公表承認することを予定している。

2. ED 第 96 号の構成

ED 第 96 号には、IPSAS 固有の修正提案はなく、全て IASB がここ数年内に公表した文書に基づく改善提案である。元となった IASB 文書によって二つのパートに分かれている。コメント募集事項（SMC）は設けられていない。

以下は ED 第 96 号の各パートの元になった IASB 文書、修正対象となる IPSAS、及び修正の概要を

まとめたものである。いずれも IASB 文書とほぼ同内容の修正であるので、ここでは詳細は省く。

	ED 第 96 号	元になった IASB 文書	修正される IPSAS
1	事業の定義	事業の定義 (IFRS 第 3 号の修正) (2018 年 10 月公表)	IPSAS 第 40 号
	この修正には、以下が含まれる。 「事業」の定義に関連する適用指針及び設例を追加する。 - 取得した一連の活動及び資産が「事業」に該当するか否かの評価を簡素化するために、任意の集中度テストを追加する。		
2	IPSAS 第 19 号の範囲内の 取得した負債及び偶発負債 の認識	概念フレームワークへの参照 (IFRS 第 3 号の修正) (2020 年 5 月公表)	IPSAS 第 40 号
	この修正には、以下が含まれる。 - IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」のガイダンスを参照し、取得日において過去の事象の結果として現在の義務が存在するか否かを判断する。 - IPSAS 第 19 号に従って現在の義務であり、かつ公正価値が信頼性をもって測定できる偶発負債のみが認識できることを明確にする。 - IPSAS 第 19 号との整合性を図るため、取得日に偶発資産を認識してはならないことを明確化する。		

以 上